

病第2号議案

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月9日提出

横浜市長 山中竹春

横浜市条例（番号）

横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例

横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「横浜国立市民病院にあつては第2号、」及び「第2号の2」を削り、同項第2号中「とき」の次に「（次号に規定する場合を除く。）」を加える。

第11条第2項中「第2号及び」を削り、「同条第1項第2号の2」を「同条第1項第2号中「企業管理規程（以下「規程」という。）で」とあり、並びに同項第2号の2」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにおいて、健康保険法第70条第3項等の規定による選定療養についての非紹介患者加算料を徴収する等のため、横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市病院事業の経営する病院条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（使用料及び手数料）

第2条 横浜市立市民病院及び横浜市立脳卒中・神経脊椎センター（介護老人保健施設（以下「老健施設」という。）を除く。以下「横浜市立市民病院等」という。）を利用する者（横浜市立市民病院における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。）又は第46条の規定に基づき入院する者を除く。）は、次に掲げる額（横浜市立市民病院にあっては第2号、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにあっては第2号の2、第4号及び第5号に掲げる額を除く。）の使用料又は手数料を納付しなければならない。

（第1号省略）

(2) 健康保険法第63条第2項第5号（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第5号に規定する選定療養（以下「選定療養」という。）として他の保険医療機関等からの文書による紹介によらずに初診を受けるとき （次号に規定する場合を除く。） は、前号ア(ア)に掲げる算定方法により初診料及び診療情報提供料（紹介に係るものに限る。）として算定される額の合計額に相当する額に1.1を乗じて得た額の範囲内で企業管理規程（以下「規程」という。）で定める額

（第2号の2から第9号まで及び第2項省略）

(利用料金)

第11条 (第1項省略)

2 第2条第1項各号(第2号及び第5号を除く。)及び第2項の規定は横浜市立みなと赤十字病院の利用料金の額について、同条第1項第3号、第7号及び第9号並びに第2項の規定は老健施設の利用料金の額について、それぞれ準用する。この場合において、同条第1項第2号中「企業管理規程(以下「規程」という。)、同条第1項第2号の2で」とあり、並びに同項第2号の2から第4号まで及び第6号から第8号までの規定中「規程で」とあるのは「指定管理者が病院事業管理者の承認を得て」と、同項第9号中「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金」と、「病院事業管理者が」とあるのは「指定管理者が病院事業管理者の承認を得て」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「病院事業管理者において」とあるのは「指定管理者が病院事業管理者の承認を得て」と読み替えるものとする。

(第3項省略)